

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争・指名競争の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
無線設備等点検作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和2年4月24日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	1,021,900円	-				
イーサネットサービス	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和2年5月8日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	設備料 45,000円/箇所外 月額料金 59,500円/箇所外	-				長期継続契約
通信施設点検作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和2年6月25日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	4,400,000円	-				
非常用発電設備点検等作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和2年8月12日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	1,518,000円	-				
携帯無線機用リモコン装置ほか購入	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和2年10月2日	日本電産コバル電子株式会社システム機器部 東京都品川区大崎1-20-13	1011101007114	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	3,644,806円	-				
マイクロ波電力計ほか校正	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和2年12月9日	富士通ファンリティアーズ株式会社 神奈川県川崎市中原区下小田中2-12-5	1020001075360	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	935,000円	-				
レイヤ2スイッチほか購入	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和3年1月18日	扶桑電通株式会社鳥取営業所 鳥取県鳥取市富安2-159	6010001055706	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	5,502,200円	-				
電気の供給	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和3年4月19日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	3,774,652円	-				
無線設備等点検作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和3年4月20日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	1,052,700円	-				
通信施設点検作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和3年6月4日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	6,435,000円	-				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争・指名競争の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
制御弁式据置鉛蓄電池購入	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局鳥取県情報通 信部長 濱口 孝仁 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	令和3年6月30日	-	-	一般競争 (総合評価の実施なし)	-	3,630,000円	-				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。